

第22号議案

和解について

蒲郡市（以下「原告」という。）と社団法人蒲郡市医師会（以下「被告」という。）との間で係争中の平成20年(ワ)第367号委託料精算金請求事件の和解につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成25年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

- 1 和解の相手方 蒲郡市浜町4番地2
社団法人蒲郡市医師会
代表者 会長 村松 泰
- 2 和解の内容 (1) 被告は、原告に対し、平成13年度から平成18年度までの各蒲郡市休日急病診療所運営委託契約及び各蒲郡市人間ドック運営委託契約に基づく精算金として、金5000万円の支払義務のあることを認める。
(2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成25年4月30日限り、原告の指定する預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は被告の負担とする。
(3)ア 原告及び被告は、原告が被告に委託している蒲郡市人間ドック事業を平成27年度から平成29年度までの間に廃止することを了承し、これに対し、何らの請求もしないこと及び異議を述べないことを確約する。ただし、廃止後の事後処理については、イのとおりとする。
イ 原告は、蒲郡市人間ドック事業の廃止に係る事後処理について、被告に協力するものとする。
(4)ア 原告及び被告は、被告が原告から委託を受けて実施し

ている蒲郡市休日急病診療所事業を、今後も原告から各年度の委託を受け、従来どおり蒲郡市保健医療センターにおいて実施することを確認する。

イ 原告及び被告は、蒲郡市休日急病診療所事業に関連し、一次医療と二次医療の医療現場における一体的運用の実現に向け協議する。

(5)ア 原告及び被告は、被告が個々の会員の診療所において実施している夜間の救急診療事業（いわゆる在宅当番医制度）を従来どおり継続することを確認する。

イ 原告及び被告は、上記在宅当番医制度について、休日急病診療所との一元的運用及び定点化の実現に向け協議する。

(6)ア 原告は、被告に対し、別途原告被告間で訴訟上の和解成立日に締結した「蒲郡市休日急病診療所運営委託契約及び蒲郡市人間ドック運営委託契約の精算に係る覚書」の各約定に基づき、平成19年度から平成23年度までの蒲郡市休日急病診療所運営委託契約及び蒲郡市人間ドック運営委託契約に係る各委託料の精算金を算出した結果、当該委託料の精算金として、金4991万6808円の支払義務のあることを認める。

イ 原告及び被告は、前記アの覚書の第1条ないし第6条は、平成24年度以降の蒲郡市休日急病診療所運営委託契約及び蒲郡市人間ドック運営委託契約に係る精算についても適用されることを確認する。

(7) 原告は、被告に対し、前項の金員を、平成25年5月7日限り、被告の指定する預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は原告の負担とする。

(8) 原告は、その余の請求を放棄する。

(9) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(10) 訴訟費用は、各自の負担とする。

提案理由

委託料精算金請求事件について、和解をするため提案する。

蒲郡市休日急病診療所運営委託契約及び蒲郡市人間ドック運営委託契約の精算に係る覚書

蒲郡市（以下「甲」という。）と社団法人蒲郡市医師会（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結する蒲郡市休日急病診療所運営委託契約及び蒲郡市人間ドック運営委託契約（以下、併せて「各委託契約」という。）の精算に関して、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲及び乙は、各委託契約の精算事務において、甲乙対等の立場で、真摯に協議する義務を負うものとし、内容を協議のうえ精算金額を決定する。

第2条 乙は、前条の精算事務を実施するに当たり、委託業務終了後速やかに関係書類一式を甲に提示しなければならない。

第3条 乙は、受託した業務を実施するに当たり経費が契約金額を超えないよう最大限に努力し、契約金額の範囲内で精算することを原則とする。ただし、協議により甲が契約金額を超えることを認めた場合はこの限りではない。

第4条 各委託契約に係る経費については、次に掲げるものを経費と認めるものとする。ただし、甲が必要と認めたものに限る。

1 蒲郡市休日急病診療所運営委託業務

- (1) 医師手当、職員給与・手当・賞与、福利厚生費（法定福利費を含む。）及び退職給与引当金（ただし、常勤職員の業務に係る前年度の給与の1ヶ月分以内の金額）
- (2) 薬剤費及び材料費等
- (3) 会議費
- (4) 交通費（県内）
- (5) 図書費
- (6) 事務消耗品費
- (7) 事業用備品費
- (8) 支払手数料
- (9) 通信費
- (10) 修繕費
- (11) 保険料

- (12) 衛生費
- (13) 雑費
- (14) 管理費（休日急病診療費の3%の金額、ただし、1万円未満は切捨）
- (15) 管理者手当（年額36万円）
- (16) 業務に係る消費税及び地方消費税相当額

2 蒲郡市人間ドック運営委託業務

- (1) 医師手当、職員給与・手当・賞与、福利厚生費（法定福利費を含む。）及び退職給与引当金（ただし、常勤職員の業務に係る前年度の給与の1ヶ月分以内の金額）
- (2) 薬剤費及び材料費等
- (3) 検査外注費
- (4) リース料
- (5) 会議費
- (6) 交通費（県内）
- (7) 図書費
- (8) 事務消耗品費
- (9) 事業用備品費
- (10) 支払手数料
- (11) 通信費
- (12) 修繕費
- (13) 保守管理費
- (14) 保険料
- (15) 衛生費
- (16) 雑費
- (17) 学会会費等
- (18) 管理費（人間ドック検査料の3%の金額、ただし、1万円未満は切捨）
- (19) 管理者手当（年額36万円）
- (20) 業務に係る消費税及び地方消費税相当額

第5条 各委託契約に係る経費については、次に掲げるものは経費と認めないものとする。

- (1) 食糧費

(2) 出張旅費（県外）及び宿泊代

(3) 慶弔費

第6条 第4条及び前条において定める項目以外の経費については、別途甲乙間で協議するものとする。

第7条 甲乙間で平成20年5月13日に締結した「生化学自動分析装置の使用料に関する覚書」の約定による、甲の乙に対する平成20年度生化学分析委託料未払金は、金10,468,000円とする。

第8条 第4条、第5条及び前条において定める項目に従い算定された、平成19年度から平成23年度の各委託契約の精算額の合計は、金49,916,808円とする。なお、この精算金額は、平成21年度から平成23年度までの間に甲乙間で行われた仮精算を踏まえ算定されたものである（別紙参照）。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日（訴訟上の和解成立日）

甲 蒲郡市旭町17番1号

蒲 郡 市

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

乙 蒲郡市浜町4番地2

社団法人 蒲郡市医師会

会 長 村 松 泰

平成19年度から平成23年度までの休日急病診療所事業委託契約及び人間ドック事業委託契約の精算表

(単位：円)

休日急病診療所事業

年 度	当初契約金額	仮精算金額	委託料 支払済額	精算による 支払額	精算額
平成19年度	30,000,000	0	30,000,000	26,593,088	▲ 3,406,912
平成20年度	30,000,000	0	30,000,000	27,203,081	▲ 2,796,919
平成21年度	30,000,000	5,996,212	35,996,212	34,035,389	▲ 1,960,823
平成22年度	30,000,000	▲ 1,882,000	28,118,000	28,310,710	192,710
平成23年度	30,000,000	▲ 1,254,523	28,745,477	28,684,335	▲ 61,142
計					▲ 8,033,086

人間ドック事業

年 度	当初契約金額	仮精算金額	委託料 支払済額	未払生化学 分析委託料	精算による 支払額 (注)	精算額
平成19年度	80,000,000	0	80,000,000	0	99,516,314	19,516,314
平成20年度	80,000,000	0	80,000,000	10,468,000	112,341,061	32,341,061
平成21年度	80,000,000	21,600,000	101,600,000	0	104,340,971	2,740,971
平成22年度	80,000,000	23,700,000	103,700,000	0	105,415,432	1,715,432
平成23年度	101,600,000	733,331	102,333,331	0	103,969,447	1,636,116
計						57,949,894

(注) 精算による支払額には未払生化学分析委託料も含む。

休日急病診療所事業委託契約及び人間ドック事業委託契約精算額合計	49,916,808
---------------------------------	------------